

千葉県高経年住宅団地への転居者に係る保育施設優先利用モデル事業の抽選に関する事務取扱要領

1 目的

この要領は、千葉県高経年住宅団地への転居者に係る保育施設の優先的な利用調整に関する事務取扱要綱（以下、「要綱」）第5条に基づいて優先入所の対象児童を決定するにあたり、公正な抽選を行うために定めるものである。

2 世帯の状況に応じた配慮について

次のいずれかに該当する場合は、抽選番号を追加で付与するものとする。

(1) 要綱別表第3(1)の入所を希望する時期において、小学生以下の子どもが2名以上いる世帯の児童

(2) ひとり親世帯の児童

3 抽選について

(1) 公開抽選により優先入所の対象児童を決定する。

(2) 抽選の順番は、申込受付順とし、抽選機で抽選を行う。

(3) 抽選番号は、申請した順に番号を1つ付与するものとし、2(1)又は(2)に該当する世帯の児童は、それぞれ追加で1つ番号を付与するものとする。なお、きょうだいはそれぞれ抽選するものとする。

(4) 取り出された抽選玉の番号と同じ抽選番号を付与された児童を優先入所の対象児童とし、後日優先入所通知書を交付する。

例1：2(1)に該当する場合：番号2つを付与

例2：2(1)及び2(2)に該当する場合：番号3つを付与

附則

この取扱要領は、令和5年9月1日から施行する。